

香川県自動車税納税通知書用封筒広告掲載募集要項

1 募集の内容

- (1) 広告媒体
令和9年度自動車税納税通知書用封筒 1 枠
- (2) 掲載位置・規格
 - ①自動車税納税通知書用封筒の裏面
 - ②広告スペース：縦8.0 c m、横18.0 c m
 - ③色：2色（青、赤）詳細については、仕様書のとおり。
- (3) 自動車税納税通知書の発送件数・時期
 - ①発送件数：約23万通（令和8年度実績）
 - ②時 期：令和9年5月上旬

2 募集の条件

- (1) 最低申込金額
30万円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 広告の内容
 - ① 香川県広告事業実施要綱第4条第1項及び香川県広告事業実施基準の第2の3の各号に該当しない広告であること。
 - ② 上記のほか、公共性、品位及び税務行政への信頼を損ない、又は誇大な広告若しくは虚偽の広告のおそれのない広告であること。

3 応募資格

- (1) 県税（応募者が県内に事務所又は事業所を有しない者の場合は、本社又は本店所在地の都道府県の都道府県税）、法人税（応募者が個人の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ① 代表一般役員等（応募者の代表役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人若しくは人格のない社団等の役員（執行役員を含む。）又は法人の支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

いう。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められる者

② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者

③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者

④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係をしていると認められる者

⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と広告の作成に係る契約を締結する等当該者を利用したと認められる者

(6) 上記のほか、香川県広告事業実施基準の第2の2の各号に掲げる業種又は業者に該当しない者であること。

4 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：令和8年9月18日（金）から同年10月23日（金）まで（香川県の休日を含める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

配布場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館9階 香川県総務部税務課

※ なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/bosyuu.html>)

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和8年9月18日（金）から同年10月23日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（期間内必着）

提出場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館9階 香川県総務部税務課

電子メールアドレス zeimu@pref.kagawa.lg.jp

香川県電子申請・届出システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay

提出物：① 申込書（様式1）

② 広告の素案

広告の素案は、次のとおり作成すること。

ア 縦8.0cm、横18.0cmの大きさで作成すること。

イ 広告主及び広告主への問合せ先を明示し、上部に縦1.0cm、横3.5cm以上の大きさで「**広告**」と表示すること。

③ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）

④ 住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑤ 納税証明書

ア 法人税（応募者が個人の場合は、所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）

※ 電子納税証明書の交付を受け、印刷したもの（PDF形式）を提出することができる。電子納税証明書の詳細は、国税庁のホームページ参照。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行される。

イ 県税に滞納がない旨の証明書

次の表の応募者の区分に応じ、それぞれ当該区分の証明書を提出すること。

県内に事務所又は事業所を有する者	香川県税の納税証明書
県内に事務所又は事業所を有しない者	本社又は本店所在地の都道府県が交付する都道府県税の納税証明書

※ 香川県税の納税証明書の提出が必要な者について、県がその納付状況を確認することに同意するときは、その提出を省略することができる。

ウ 個人住民税に滞納がない旨の証明書（応募者が個人の場合）

※ 様式は、県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

※ 人格のない社団等であって、納税義務のない応募者は、納税証明書に代えて、定款その他これに類するものを提出すること。

※ ③から⑤までの書類は、申込日前3箇月以内に発行されたものとする。

※ 香川県の物品買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記のうち、③から⑤までの書類を省略することができる。

提出方法：持参、郵送、電子メール、香川電子申請・届出システム

県に提出後、申込書の差し替えはできない。

※香川県電子申請・届出システムから申込む場合及び電子メールによる提出の場合は、③から⑤までの書類を別途持参または郵送により提出すること。

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に応募図書を提出しないとき。
- (3) 2以上の応募をしたとき。
- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき。
- (5) 申込額、所在地若しくは住所、名称若しくは氏名若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい申込書を提出したとき。
- (6) 申込額を訂正した申込書を提出したとき。
- (7) 正常な応募の執行を妨げる等の行為をし、又はそのおそれがある者が応募したとき。

- (8) 上記のほか、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき。

6 広告主の決定

(1) 決定方法

2の募集の条件に適合し、3の応募資格を有すると認められる応募者のうち、最も高い額で申込みをしたものを広告主に決定する。

なお、最も高い額で申込みをした者が複数ある場合には、「くじ」により決定し、「くじ」を行う日時、場所等は、別途通知する。

(2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。また、決定した広告主の所在地及び名称（広告主が個人の場合は、住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

7 広告掲載までの手続

(1) 契約の締結

広告掲載に当たり、広告主は、広告主の決定の日から5日以内に県と広告に関する契約を締結しなければならない（別添契約書（案）参照）。

(2) 契約書に付す主な条件

- ① 広告主は、令和8年11月4日(水)までに広告原稿（印刷業者が加工することなく、利用できる広告の原稿をいう。以下同じ。）を提出し、広告の内容について、県の承認を受けなければ掲載することができない。また、広告の内容について、県から修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。承認を受けた広告の内容を変更する場合も同様とする。

※ 申込時に提出する広告の素案として広告原稿を提出する場合は、別途の広告原稿の提出を省略することができる。この場合は、申込書の「広告の内容」の欄にその旨を記載すること。

- ② 広告の内容の承認後、広告原稿をAI形式のデータで提出すること。

8 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県自動車税納税通知書用封筒広告掲載要綱及び契約書（案）を熟読の上、応募すること。
- (2) 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本応募及びデザイン等の広告の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。

9 問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部税務課 総務・課税グループ 吉田
電話 087-832-3065（直通）
FAX 087-862-0476
電子メールアドレス zeimu@pref.kagawa.lg.jp

自動車税納税通知書用封筒広告掲載申込書

自動車税納税通知書用封筒の裏面に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

この申込みに当たり、代表一般役員等が、現在及び将来において、香川県自動車税納税通知書用封筒広告掲載募集要項の3の(5)の①から⑤までに掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

申込年月日	年 月 日
申 込 者 所 在 地 (住 所)	〒□□□-□□□□
名 称 (氏 名)	
代表者職氏名	
担当者部署	
担当者氏名	
連絡先電話番号	() —
申 込 額 (注) 1	円 (金額の訂正はできません。) (うち消費税及び地方消費税 円)
広告の内容 (注) 2	
県税の納付 確認同意 (注) 3	自動車税納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告の申込みに当たり、県が 県税の納付状況を確認することに ☐ 同意します。 ・ ☐ 同意しません。

(注) 1 申込額は、消費税及び地方消費税を含みます。金額の訂正はできません。

2 広告の内容は、概要を記載してください。また、広告の素案として広告原稿を提出する場合は、その旨を記載してください。

3 県内に事務所又は事業所を有する応募者が、「同意します。」のチェックボックスに✓を記載していただけた場合、香川県税の納税証明書の提出を省略することができます。県内に事務所又は事業所を有しない応募者は、記載不要です。